

5th(2019)

WARABI  
MUSIC  
FESTIVAL

# 蕨市民音楽祭



©T. Takamizawa



© Warabi Music Festival

わらびでしか聴けない音がある~わら音



開催日

8 / 31 SAT

&

9 / 1 SUN

募集要項は、裏面を見てね!!



蕨市民音楽祭って??

市内の各所でさまざまなジャンルの音楽イベントを実施し、市内外から多くの方が訪れることで“まちのにぎわい”を創出することを目的に、毎年開催しているよ!

模擬店で音楽祭を盛りあげよう!

# 出店者大募集!!



【募集期間】

2019. 6/25 TUE まで

【申込先】※FAX・メール可



申込書 ←

出店条件を確認して、申込書を  
蕨市役所 (3階生涯学習スポーツ課) へ

※ご来庁でのお申込みの場合は、平日 8:30~17:15 をお願いいたします。

※詳細は、チラシ裏面の募集要項をご参照のうえ、お申し込みください。

※スケジュールや会場の関係上、応募いただいた方(団体)全員が出店できるとは限りません。応募の結果は、7月上旬にすべての方に通知します。

※当事業で撮影した写真・動画は、蕨市の広報等に使用しますので、予めご了承ください。

※収集しました、個人情報は当事業の運営のみに使用します。

主催 蕨市民音楽祭実行委員会・蕨市・蕨市教育委員会  
問合せ 事務局 蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課  
住所 〒335-8501 蕨市中央 5-14-15 蕨市役所内  
電話 048(433) 7729 ・ FAX 048(433) 7731  
メール sgaku@city.warabi.saitama.jp

SNSもチェックしてね!



**第5回（2019年度）蕨市民音楽祭 模擬店 出店申込書**

♪右記の募集要項に、同意します ※同意される場合は、をしてください。

店 舗 名	(ふりがな)		
代表者名	(ふりがな)	連 絡 先	
住 所	〒		
メールアドレス			

販売物品 内 容	物品名及び、販売予定額（単価）をご記入ください。			
	物 品 名	単 価	物 品 名	単 価
使用する 火気種類	※いずれかに○をつけてください。 1. 焼き台（ 台 ） ・ 2. 七輪（ 台 ） 3. その他（ ） 4. 使用しない			
使用する 燃 料	※いずれかに○をつけてください。 1. 炭 ・ 2. 発電機 ・ 3. ガス 3. その他（ ） ・ 4. 使用しない			
販売希望 日にち	※いずれかに○をつけてください。 1. 8月31日（土） ・ 2. 9月1日（日） 3. 両日			
販売希望 会場	※いずれかに○をつけてください。 1. 蕨市民会館 ・ 2. 蕨駅西口ロータリー 3. 蕨市立文化ホールくるる 4. 希望無し			
希望区画数	_____ 区画 ※1区画（1.8m×2.7m） 2,000円/日 両日だと1区画 3,000円			
アンケート	1. 蕨市内のイベントで出店したことがありますか。 いいえ ・ はい → イベント名： _____ 2. 保菌検査を申し込みますか。 はい ・ いいえ			
質問事項				

## 第5回（2019年度）蕨市民音楽祭 模擬店 募集要項

趣 旨	市内の各所でさまざまなジャンルの音楽を楽しめるイベントを実施し、市内外から多くの方が訪れることで“まちのにぎわい”を創出することを目的に「蕨市民音楽祭」を開催します。 プロ・アマチュア・音楽ジャンル・居住地・年齢は問いません。 当事業の趣旨をご賛同・ご理解いただき、下記の事項にご承諾のうえ、お申し込みください。
開催概要	【開催日時】2019年8月31日（土）・9月1日（日）※どちらか1日でも可。 ※時間等をご担当いただくイベントにより異なりますので、別途通知いたします。 【会 場】蕨市民会館（屋外） ※テントは主催者で準備します。 蕨駅西口ロータリー（屋外） ※テントを出店者でご準備ください。 蕨市立文化ホールくるる（屋内）
出店内容	飲食物・物販・イベントブース（例：縁日や子ども向けの遊びのコーナー等） ※ご不明な点は、蕨市民音楽祭実行委員会事務局（蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課） ☎048（433）7729 までお問い合わせください。
出店料	1区画（1.8m×2.7m） 2,000円/日 ただし、両日だと1区画 3,000円 ※飲食物を販売の場合は、保菌検査が必要となります。 店舗で営業している方は、保菌検査結果の写しをご提出ください。 それ以外の方は、保菌検査（必須）の費用として、別途1,500円が必要となります。
出店条件	①「蕨市民音楽祭実行委員会（以下、実行委員会）」の指示・指導に従い、隣接する他店舗と協力し合って、迷惑のかからないように販売すること。 ※指定された区画で販売すること。 ②火気使用の店舗は、消火器を必ず持参のこと。 ③電気の準備はありませんので、発電機を準備すること。 ④販売終了後は、出店場所及びその周辺について整理清掃すること。 ⑤衛生面及び火気の取り扱いには、最大限の配慮を行うこと。 ※別紙、埼玉県保健医療部食品安全課・保健所発行の臨時出店における注意事項を必ず、ご参照ください。 ⑥実行委員会が設置したテントなどの備品を破損した場合は、実費で負担すること。 ⑦暴力団関係者等に、金品を提供しない者。 ⑧調理、販売行為に関して発生した事故・苦情や、盗難・天災その他によって受けた損害について、主催者への責任を問わないこと。 ⑨保健所所定の「臨時出店の概要」及び「保菌検査の結果（写）」を指定の期日内に提出すること。 ※スケジュールや会場の関係上、応募いただいた方（団体）全員が出店できるとは限りません。
募集期間	令和元年6月25日（火）まで
申込先 問合せ先	別紙申込書をご記入のうえ、蕨市民音楽祭実行委員会事務局（蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課）まで提出してください。 【結果報告】出店会場との調整後、7月上旬に応募者すべての方に通知します。その際、貸し出し可能な机やイスの数量をお知らせします。 ◎メール → 申込書の内容を <a href="mailto:sgaku@city.warabi.saitama.jp">sgaku@city.warabi.saitama.jp</a> へ送信してください。 ◎FAX → 申込書を 048（433）7731 へ送信してください。 ※問合せ先とは、番号が異なります。 ◎ご来庁 → 蕨市役所3階生涯学習スポーツ課へお届けください。 ※受付時間/平日の8:30~17:15
その他 確認事項	①開催の有無 小雨程度であれば実施しますが、荒天時、その他大規模自然災害等が起きた場合は中止になることがあります。中止の際は、実行委員会よりご連絡し、出店料のみ返金いたします。 ②駐車場 出店者専用の駐車場はご用意できません。お近くのコインパーキング等をご利用ください。 ③写真・動画への映り込みについて イベント中は、蕨市の広報等に使用するために写真・動画を撮影し、広報等に使用いたしますので、予めご了承ください。 ④その他 ・消防署と保健所へは、蕨市から申請を提出します。 ・賃金や交通費等の提供はありません。 ・暑さ対策や雨天対策は各自で行ってください。 ・荷物を預ける場所はありません。貴重品を含め、販売品や携行品の管理は、各自で行ってください。紛失、盗難等について主催者は責任を負いません。 ・来場者等に迷惑となる行為を確認した場合、主催者の判断で退場いただく場合があります。



## 埼玉県保健医療部食品安全課・保健所【臨時出店における注意事項】

学園祭、夏祭り、バザー等で臨時出店し、食品を提供するときは、最寄りの保健所に相談のうえ、届出をしてください。（届出用紙については、保健所に用意されていますので、取り扱い等についての助言を受けてください。）臨時出店でも食中毒などの事故があったときには、許可営業者と同様、責任を伴うことを自覚し、下記の事項を遵守して衛生的な食品を提供することが必要です。

### 1 食品を取り扱う人は…

- (1) 下痢をしている人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないこと。  
なお、調理に直接従事される人は、検便（腸管出血性大腸菌 O-157、サルモネラ属菌、赤痢菌など）を実施し、陰性であることを確認することをお勧めします。
- (2) 爪は短く切り、作業前、用便後は入念に手を洗い、逆性石鹼等で消毒すること。
- (3) 清潔な衣類、帽子、履物を着用すること。
- (4) あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないこと。
- (5) 施設が無人となることのないようにすること。

### 2 食品の取扱いは…

- (1) 前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないこと。
- (2) 調理は提供の直前に行い、作り置きはしないこと。
- (3) 食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に購入すること。
- (4) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用いて低温保存すること。
- (5) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないこと。
- (6) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにすること。
- (7) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないこと。
- (8) 調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため絶対に行わないこと。
- (9) 使用水は、水道水又は飲用適の水であって、十分に供給できること。
- (10) 廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えること。

### 3 器具等の取扱いは…

- (1) バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒してから使用すること。
- (2) 食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨ての物を活用すること。

### 4 その他

- (1) 食中毒などの事故が発生したときは、速やかに最寄りの保健所に連絡すること。
- (2) 行事主催者は、食品を取り扱う人の中から責任者を定め、衛生管理の徹底、販売時の接客態度、苦情の対応等についても相談しておくこと。
- (3) 行事主催者は、食品に異常な色、臭い、味等を感じたり、不審な食品を発見したら、直ちに提供を中止し、最寄りの保健所又は警察署に連絡すること。